

中国における最近の知財トピックス

2023年2月28日

方信グローバル知財サービス（株）
東京都港区南青山二丁目2番15号
ウィン青山942室
中国弁護士・中国弁理士 方喜玲
萩原正

拝啓

平素は格別なご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

今回は、国家知識産権局公表の2022年の専利、商標等の統計データ、《ハーグ協定加入後の関連業務処理に関する暫定弁法》、最高人民法院による過去10年間の裁判結果、西四包子店と西四社の「西四」をめぐる商標・不正競争に関する紛争などについて紹介させていただきます。

敬具

1. 国家知識産権局、2022年度専利・商標などの統計データを公表、過去10年間、全国法院の処理件数は年平均11%増加

2023年1月16日

専利授権件数	前年同期比
発明専利 79万8,347件	69.6万件（12.8%増）
うち、国外 10万2,756件(12.9%)	
実用新案 280万4,155件	312.0万件（11.3%減）
うち、国外 8,106件(0.3%)	
意匠 72万0,907件	78.6万件減（9.0%減）
うち、国外 1万344件(1.6%)	
PCT 国際特許出願 7.4万件	
ハーグ協定意匠の国際出願 1,286件	
商標登録数は 617.7万件	
うち、国外 17.5万 (2.9%)	
マドリッド協定議定書に基づく国際登録出願件数は 5,827件	

<https://www.cnipa.gov.cn/col/col61/index.html>

2. 《ハーグ協定加入後の関連業務処理に関する暫定弁法》を改訂 国知局公告第511号

国家知識産権局は、意匠の国際登録に関するハーグ協定の中国での円滑な実施を保障し、国内外の革新主体の切実な審査需要に応えるため、《ハーグ協定加入後の関連業務の処理に関する暫定弁法》を改訂、公布した。2023年1月11日より施行。主な改正内容は下記の通り。

- (1) 《ハーグ協定》により国際登録日が決定され、中国を指定国とする国際意匠登録出願は、国家知識産権局に提出された意匠専利出願とみなし、この国際出願日を専利法第28条にいう出願日とみなす（第2条）。

- (2) 国際意匠出願については、国家知識産権局は、専利法、専利法実施細則、専利審査指南及び本弁法に従って処理する。

国家知識産権局は国際意匠出願に対して国家出願番号を付与し、審査を行い、審査結果を国際事務局に通知する。

審査を経て拒絶理由が発見されなかった国際意匠出願について、国知識産権局は保護を与える決定を下し、国際事務局に通知する。

審査を経て専利法及び専利法実施細則の関連規定を満たしていないことが判明した国際意匠出願について、国家知識産権局は国際事務局に拒絶の通知を行う。(第3条)

- (3) 国際意匠出願に対して、国家知識産権局は優先権主張に係る費用を徴収しない。

出願人が優先権を主張する場合であって、国際意匠出願時に先の出願に係る書類の副本を提出していないときは、その出願の国際公表日から三月以内に、副本を国家知識産権局に提出しなければならない。

先の出願に係る書類の副本に記載された出願人が、後の出願の出願人と一致しない場合、出願人はその出願の国際公表日から三月以内に、関連する証明書類を国家知識産権局に提出しなければならない。

出願人が期限を過ぎても先の出願に係る書類の副本を提出しなかった場合、又は関連する証明書類を提出しなかった場合には、優先権が主張されなかったものとみなす。国際意匠出願が優先権を主張していないものとみなされた場合、実施細則第6条の規定は適用されない。(第6条)

- (4) 国際意匠出願の出願人は、その出願の国際公表日から二月以内に、国家知識産権局に分割出願を提出することができる。

出願人が審査意見に基づいて分割出願を提出する場合は、遅くとも元の出願の国内公告日から二月以内に提出しなければならない。当該期限が満了した後、又は元の出願が拒絶されたか、又は元の出願が取り下げられたとみなされ、かつ権利が回復されていない場合は、一般に分割出願を提出してはならない(第8条)。

- (5) 国際意匠出願が授權公告後、国際意匠出願の出願人は、中国で保護されている証拠として国家知識産権局に国際意匠出願の専利登記簿の写の発行を請求することができる(第12条)。

- (6) 国際意匠出願の無効審判請求の審理手続において、中国内に住所のない専利権者に対し、郵便、ファクシミリ、電子メール、公告等の方法で書類を送達することができる。公告送達の場合、公告日から満一月の時点で送達されたとみなす(第13条)。

- (7) 出願人は、国家知識産権局が本弁法に従って下した関連決定に不服の場合、法に基づいて行政不服審査請求、再審請求を提出するか、または行政訴訟を提起することができる(第14条)。

https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/1/5/art_74_181249.html

3. 過去10年間、全国法院の処理件数は年平均11%増加

最高人民法院が1月6日に開催した第11回全国法院業務会議によれば、過去10年間の全国法院の処理件数は年平均11%増加し、裁判官1人当たりの事件件数は2013年の65.1件から2021年には238件に増加した。

最高人民法院のデータによると、2013年1月1日から2022年11月30日までの最高人民法院の受理件数は22.7万件で、処理件数22万件、前年同期比はそれぞれ2.31倍と2.27倍に増加した。地方各級の人民法院および専門人民法院の案件受理件数は2.31億件、処理件数2.26億件で対前年同期比はそれぞれ1.34倍と1.31倍に増加、標的金額は55.1兆元であった。

また、民商案件については、1億1,700万件、行政案件225万件を審理した。そのうち、産業財産権関連の刑事事件で239件307人処分し、財産権の司法保護体制を整備した。第一審の知的財産事件は280万4,000件に上り、主要コア技術、種子産業、新興分野などの知的財産の司法保護を強化した。グリーン開発の推進をめざし、198万5,000件の環境資源事件を処理した。

<https://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-385671.html>

4. 西四包子店と西四社の「西四」をめぐる紛争

【概要】

包子：中国の饅頭

北京市西四地区における著名な「西四包子店」に関して、北京の4飲食会社の「西四社」商標をめぐる商標権侵害および不正競争に関する紛争である。

最近、北京知識産権法院は二審判決を下し、双方の紛争は一段落した。法院は、北京華天飲食グループ(以下、華天飲食グループ)、北京京飲華天二友居飲食管理有限公司(以下、二友居公司)、北京京飲華天二友居飲食管理有限公司西四南店(以下、二友居公司西四南店)の3社が「西四包子店」という文字を使用し、北京西四包子炒肝有限公司(以下、北京西四公司)の9868341号「西四社」の商標43類(以下、本件商標)の専用権を侵害しておらず、また、不正競争を構成するものではないと判断した。

【経緯】

「西四包子店」の前身は「二友居惣菜舗」で、60年代後半に「西四包子店」と改称し、その後も「西四包子店」を店舗看板として営業を続け、2001年7月に至って営業停止した。「西四包子店」という名称は、北京市西城区西四飲食店・西四包子店、北京華天飲食グループ西四包子店などの変革を経て、2001年7月に至り北京華天飲食グループ西四包子店は登記抹消した。その債権債務は主管法人である華天飲食グループが引き継いだ。2019年4月、華天飲食グループは、「西四包子店」のブランド事業と権利擁護業務を二友居公司に委託した。

北京西四公司是、華天飲食グループ、二友居公司、二友居公司西四南店が店舗に「西四包子店」と記載されたメニューや食器などの物品を使用し、「西四包店」と書かれた看板を掲げるなどの行為が、本件商標の専用権を侵害し、また、その影響力のある企業名「西四包子」の権益を害し、不正競争を構成すると判断し、100万元の経済的損失と合理的支出10万元の損害賠償を求めて3社を提訴した。

【第一審の判断】

北京市西城区人民法院は審理の結果次のように判断した。

北京西四公司が商標権者として、その譲渡された商標が善意ではなく、真の使用意図や使用事実がない状況下で、正当に既得権利を使用している主体に対して損害賠償を求める訴訟を提起した。中国華天飲食グループ、二友居公司、二友居公司西四南店が開設した包子レストランに「西四包子店」を使用する正当性、北京西四公司の権利の取得と使用の主観的な意図およびその商標専用権行使のタイミング、方法、当事者間の利益の衡平の程度などの要素を考慮して、北京西四公司による商標専用権の行使は、信義則に違反し、権利の乱用を構成すると判断する。

その結果、一審判決では北京西四公司のすべての請求を棄却した。

北京西四公司は一審判決を不服として、北京知識産権法院に控訴した。

【第二審の判断】

北京知識産権法院は審理の結果次のように判断した。

「西四」は、固有名詞として北京市の一地区を指し、それ自体顕著性が弱く、本件商標と被疑標識はいずれも「西四」の用語を含んでいるからといって類似しさらに混同を惹起するとは認定できない。証拠によると、二友居公司是「西四包子店」のロゴを使用しているが、北京西四公司およびその本件商標「西四社」の

ブランドに便乗する主観的な意図が認められない。逆に「西四包子」または「西四包子店」と商品供給元である二友居会社との間に特定の関係を確立しており、関連公衆において被疑侵害ロゴ「西四包子店」と本件商標「西四社」と対応する商品源との間に特定の関係を確立しており、関連公衆に混同や誤認を生じさせることはない。一方、北京西四会社が譲受した本件商標は、実際の使用意図が見いだせ、また、譲受前後に本件商標を実際に営業的使用しており、本件商標の譲渡および使用にはいずれも信義則に反する事実は存在しない。

上記の分析に基づき、北京知識産権法院は次のように最終判断した。一審判決は、北京西四会社の権利基盤に重大な瑕疵があるという証拠や証明がなく、また、北京西四会社が、被控訴人のブランドに悪意を持って便乗し、商業的利益を得て、商標の専有権を主張して訴訟を提起し、この訴訟を通じて他者の正当な使用を阻止し、本来自己のものに属さない訴訟利益を取得して権利行使した結果、必然的に当事者間の利益の不均衡を必然的に引き起こしたという結論に達した。しかし、これは事実と法的根拠に欠ける。

【コメント】

特筆すべきは、北京知識産権法院は判決において、権利の乱用は権利者の行為に対する法的評価であり、被疑行為者に正当性があるか否かは権利乱用の判断の根拠にはならないと指摘したことである。権利の乱用は、権利者が権利を行使する行為を対象とし、権利者が自己の権利を行使する際に他の侵害行為があったかどうかは、権利乱用の構成を判断する要件であってはならない。

「知的財産権の乱用とは、通常、知的財産権を利用して独占的な販売、一方的な条件設定、不爭義務、不当な技術ソースの指定、原料や販売チャネル、生産量、価格の指定などを指す。訴権の濫用は、知的財産権を含むがこれに限定されず、権利濫用の一表現形態である。實際上、一般に商標権の乱用は主に訴権の乱用であり、本事件において提訴された商標権の乱用は、本質的には、訴権の乱用、すなわち、一般的に悪意のある訴訟と呼ばれるものである。しかし、知的財産権の悪意ある訴訟とは、訴権の濫用とは多少異なる。後者は通常、一定の権利の基盤や権利保護の必要性を有するが、合理的な限度を越えて自身の権利を行使するものである。

本件の場合、商標登録出願自体に悪意や不適切な手段があるという証拠はなく、また、権利者が合理的な限度を著しく超えたり、不適切な目的で権利を主張したりする行為も存在しない。第二審の法院は、権利の取得自体と権利の行使の目的が信義則に反しているかどうか、さらに、信義則により権利の乱用を構成するかどうかを判断することがこの法理の基礎である。

http://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=137219

本件に関し、さらなる情報やご不明な点、ご質問等がございましたら、fsgip@fsgip.com までお問合せください。よろしくお願いいたします。